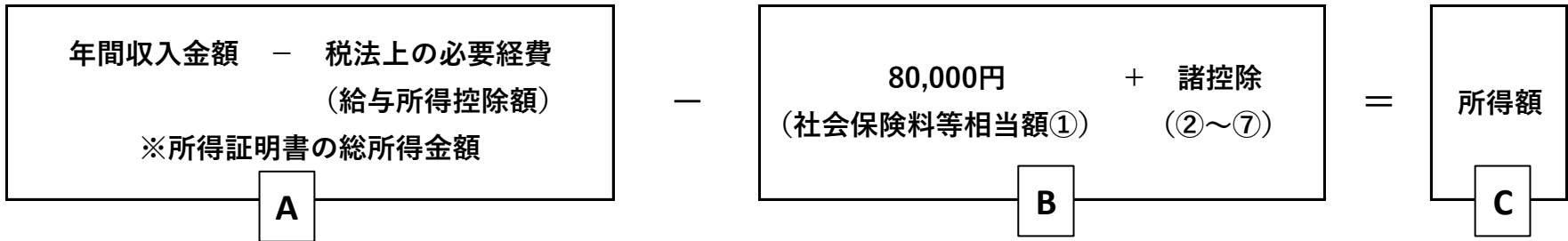


所得額の計算方法



所得計算表

			夫	妻
A	総所得金額 ※所得証明書の総所得金額			
B	① 児童手当法施行令第3条第1項の控除額 (社会保険料等相当額) ※「A」総所得額がある場合のみ使用		80,000円	80,000円
	② 雑損控除額			
	③ 医療費控除額			
	④ 小規模企業共済等掛金控除額			
	⑤ 障害者控除額(普通) (該当者 人) (該当者数 × 270,000円)			
	⑥ 障害者控除額(特別) (該当者 人) (該当者数 × 400,000円)			
	⑦ 勤労学生控除額 (該当する場合、270,000円)			
C	A - B (児童手当法施行令における所得額) ※マイナスの場合は0円	(ア)	(イ)	
	夫婦の合計所得額 ※730万円未満が助成の対象となります	(ア) + (イ)		